

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月3日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

(仮称)かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業建築工事請負契約の変更に
ついて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定によ
り、次のとおり専決処分する。

令和2年 2月18日

かすみがうら市長 坪 井 透

(仮称) かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業建築工事請負契約の変更に
ついて

(仮称) かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業建築工事にかかる請負の変
更契約を、次のとおり締結する。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 案 件 名 | (仮称)かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業
建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | かすみがうら市宍倉地内 |
| 3 | 変更前の契約金額 | 164,450,000円 |
| 4 | 今回変更契約額 | 4,345,000円 増額 |
| 5 | 変更後の契約金額 | 168,795,000円 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 山本・保特定建設工事共同企業体
代表者 茨城県土浦市東崎町11番5号
株式会社山本工務店
代表取締役 山本 和男 |

構成員 かすみがうら市深谷 7 6 番地 6

株式会社保コーポレーション

代表取締役 北村 万利子